

「講習、閲覧・縦覧、掲示」規制の 一括的な見直しについて

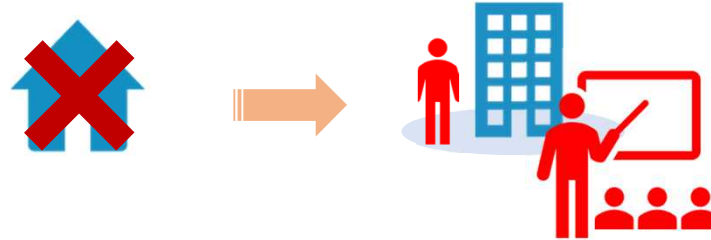
2022年3月15日

デジタル臨時行政調査会事務局

「講習」「閲覧・縦覧」「掲示」規制について

講習

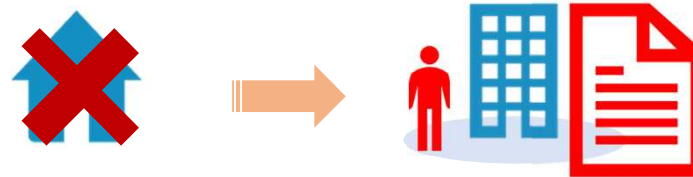
国家資格等の取得、更新等のために受講することとされている講習を、オンラインではなく対面で行うことを求めている規制



講習会場への来訪が必要であり、自宅等で講習を受講できず、時間的・場所的制約がある

閲覧・縦覧

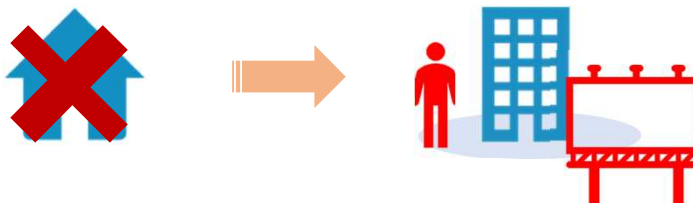
申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制



閲覧等場所への来訪が必要であり、自宅等で閲覧等することができず、時間的・場所的制約がある

掲示

書面により発行した国家資格等の公的な証明書その他の書面を、特定の場所に掲示することを求めている規制



掲示場所への来訪が必要であり、自宅等で掲示物を確認することができず、時間的・場所的制約がある

「講習」「閲覧・縦覧」「掲示」規制の典型的な規定振り

講習

〇〇は、△△に講習を受けさせなければならない。

例) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第8項

自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

閲覧・縦覧

〇〇は、××（書面）を△△（場所）において、公衆の縦覧に供しなければならない。

デジタル手続法（行政⇔民間）、e-文書法（民間⇔民間）

個別法の規定にかかわらず、主務省令を定めれば、書面ではなくオンラインによる閲覧・縦覧が可能。

例) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法、平成14年法律第151号)第8条第1項
縦覧等のうち…書面等により行うことが規定されているもの…については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

掲示

〇〇は、公衆の見やすい場所に、××（書面）を掲げなければならない。

「講習」「閲覧・縦覧」「掲示」規制とデジタル原則の点検との関係

構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

①デジタル完結・自動化原則	①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること ①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること ①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
②アジャイルガバナンス原則 <small>（機動的で柔軟なガバナンス）</small>	②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること ②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること ②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること ②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
③官民連携原則 <small>（GtoBtoCモデル）</small>	③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC） ③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること ③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること
④相互運用性確保原則	④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること ④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ロックインを回避すること ④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットイングを確保すること ④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
⑤共通基盤利用原則	⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること ⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること ⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること ⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること

4

「講習」「閲覧・縦覧」「揭示」規制の類型化(案)

PHASE 1
紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「揭示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定
- ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「揭示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

PHASE 2
デジタル原則に適合する手段を可とする

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

講習

類型 1 ①

オンラインによる講習受講を可とする例)

- ・介護支援専門員更新研修
- ・一級建築士等定期講習
- ・危険物取扱者保安講習

類型 1 ②

受講申込のオンライン手続※を可とする例)

- ・一級建築士等定期講習

※申込・申請のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

類型 1 ③

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

類型 1

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

公的証明書等の揭示

類型 2 ①

インターネットの利用による公示(証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等)を可とする例)

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型 2 ②

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型 2 ③

証明書等のデジタル発行を可とする

類型 2

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

申請による公的情報の閲覧・縦覧

類型 3 ①

閲覧等情報のデジタル化を可とする例)

- ・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
- ・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型 3 ②

閲覧等申請のオンライン手続※を可とする

類型 3 ③

インターネットの利用による閲覧等を可とする

類型 3

閲覧等情報～申請～閲覧等のデジタル完結を基本とする

公的証明書等以外の情報の揭示 申請によらない公的情報の縦覧・閲覧

類型 4 ①

揭示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

類型 4 ②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

①+②の例)

- ・住宅宿泊仲介業約款の公開
- ・都市計画案の縦覧
- ・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

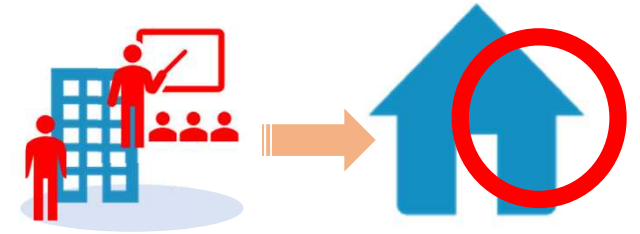
類型 4

揭示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする

「講習」規制の見直しに向けた先行事例

●食品衛生責任者養成講習

- ・都道府県知事等が、営業許可施設等ごとに置かれる食品衛生責任者を養成するため、実施する講習。年間約10万人が受講。
- ・令和4年度中に、一部の都道府県を除き、eラーニングが導入される見込み。



厚生労働省におけるオンライン講習実施に向けた取組み

- ・平成7年の規制緩和推進計画を契機に講習内容の「標準化」を推進
- ・令和元年11月（通知） **e-ラーニングによる講習実施も可能**である旨を明確化
- ・令和3年1月（通知） **e-ラーニングの積極的な活用の呼びかけ**
公益社団法人日本食品衛生協会が構築した e-ラーニング講習会の内容の共有

▶ 受講申込みのオンライン化、修了証発行のオンライン化

- ・ e-ラーニングによる講習実施に伴い、事前に行う受講申込みや修了後の修了証の発行に至るまでの**一連のプロセスを、1つのシステム内でオンライン完結**

▶ 日本食品衛生協会によるオンライン講習の具体的な方法

- ・ 本人確認：ID、パスワードによる認証に加え、**顔認証（生体認証）による本人確認**を実施
- ・ 受講確認：受講開始時に顔認証を実施。加えて、**飛ばし見・早送りの防止、1時間放置した場合の停止、單元ごとの確認試験（ランダム出題）**により、受講の確認を実施。

「閲覧・縦覧」「掲示」規制の見直しに向けた先行事例

サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、事業者に対し、**登録事項（名称、住宅の構造、提供するサービスの内容等）の公示**が法令上義務づけられている。
- ・ 公示の手段については、「インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行う」旨が法令で定められており、**現地で掲示する方法に加え、インターネットの利用による方法も認められている。**

建設業法におけるデジタルサイネージ等を活用した掲示 【国交省から説明を予定】

- ・ 建設業法等では、建設業者に対し、現場ごとに、**施工体系図や標識（建設業許可票）を掲示**する義務が課せられている。
- ・ その際の手段について、デジタル技術の活用による効率化等を図る観点から、令和4年1月の通知により、**デジタルサイネージ等を活用した方法や一定の条件の下でインターネットを利用する方法が認められた。**

民事訴訟法における「公示送達」に関する制度 【法務省から説明を予定】

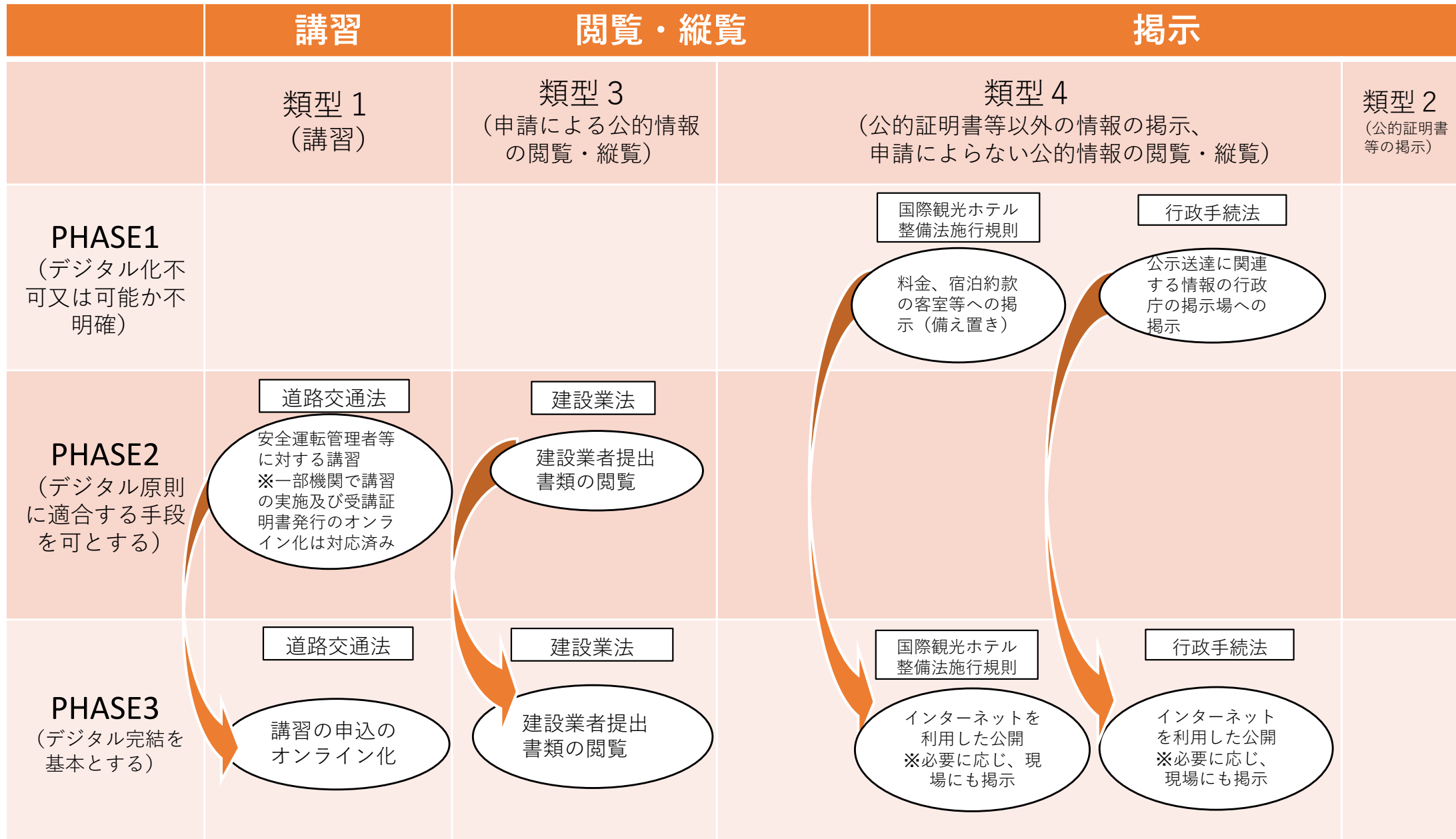
- ・ 現行の民事訴訟法における「公示送達」※は、保管されている送達すべき書類について、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を**裁判所の掲示場に掲示**することで行うとされている。

※ 相手方の住所等が不明で訴状等の送達ができない場合に、情報を一定期間掲示することで、相手方に送達としたと認める方法

- ・ 今国会に提出された民事訴訟法改正案においては、公示送達の方法について見直しが行われており、裁判所の掲示場への掲示だけではなく、**下位法令で定める方法（インターネットの利用が含まれる見込み。）により、不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこと**、も併せて必要とされている。

「講習」「閲覧・縦覧」「掲示」規制の見直し方針(案)

(本日御議論いただく個別案件について、事務局から事前に各省に提示した方向性)



「講習」「閲覧・縦覧」「掲示」規制の一括的な見直しに当たっての論点

○：類型1、●：類型2、◎：類型3、◇：類型4

<警察庁>

○ 安全運転管理者等に対する講習【PHASE 現状：2 - 1 ①・1 ③、目標：3】（道路交通法 第74条の3 第8項）

【経済界からの要望】

- ・ 居住地・勤務地から指定の講習会場への移動に時間や費用が発生する。オンライン講習を可能にして欲しい。

【論点】

- ・ 実施主体である都道府県公安委員会の足並みを揃えるためには、**全国展開に向けたスケジュール**を早期に示す必要があるのではないか。また、**一部地域でオンライン講習を実施して分かった課題**は何か。
- ・ 講習の実施主体である都道府県公安委員会に対し、警察庁として、講習のオンライン化を**どのタイミングでどのように後押し**する予定か。
- ・ オンライン講習の実現に向けた取組を進める一方、**誰一人取り残されないデジタル化を推進する観点から対面講習も残置する場合の基本的な考え方**如何。

<国土交通省>

◎ 建設業者提出書類の閲覧【PHASE 現状：2 - 3 ①、目標：3】（建設業法 第13条）

【経済界からの要望】

- ・ 県庁所在地や中核都市だけに閲覧の便宜が図られ、その他の地域の人たちは数時間をかけて出向かなければならない。デジタル的方法による閲覧を可能にしてほしい。

【論点】

- ・ 建設業における申請手続等の全体の見直しを進める中で、令和5年1月から電子システムによる許可申請の受付が始まるとのことだが、**いつから、どのような方法で建設業者が提出する書類の閲覧が可能となるのか**。
- ・ 一の都道府県の区域内で営む建設業の手続は都道府県に対して行われるところ、申請・閲覧等のデジタル化に係る地域差をできる限り小さくするため、**国交省として、どのタイミングでどのようなサポートを行うのか**。
- ・ **誰一人取り残されないデジタル化を推進する観点から書面閲覧も残置する場合の基本的な考え方**如何。

「講習」「閲覧・縦覧」「掲示」規制の一括的な見直しに当たっての論点

<国土交通省>

○：類型1、●：類型2、◎：類型3、◇：類型4

◇ 国際観光ホテルにおける約款・料金表の備え置き又は掲示【PHASE 現状：1①、目標：3】
(国際観光ホテル法施行規則第9条第3項、第10条第2項)

【経済界からの要望】

- ・ 客室数が数百に及ぶこともあり、全室に印刷・ファイリングした上で引出しにしまうだけで、非常に手間がかかる。ウェブサイトにおける公表で「公示」として足りるようにしてほしい。

【論点】

- ・ 現在は客室等で行うこととしている「掲示」の効力として、インターネットへの掲載をもって、玄関及び客室に掲示した場合と同様に、規制目的が達成されると評価をして差し支えないか。
- ・ 上記論点に関し、消費者保護の観点から、書面及びインターネット上の両方において、掲示すべきか。
- ・ 書面規制の廃止には、紙の厚さを気にする必要がなくなるというメリットもある。約款等の表示言語として、英語に加え、訪日観光客が多い国の言語への対応も求めることとしてはどうか。

<総務省>

◇ 行政手続法における聴聞制度の公示送達（送達すべき情報の掲示場への掲示）【PHASE 現状：1①、目標：3】
(行政手続法第15条第3項)

【論点】

- ・ 行政手続法上の公示送達はなぜオンライン化できないのか（民事訴訟法は改正予定）。名宛て人に対する認知を行うという規制目的に照らせばオンライン実施が望ましいと考えられるが、特別な理由があるのか。
- ・ インターネットを通じた公示送達について、法制審議会では、個人情報保護の観点からどのような議論があったのか。行政手続法の公示送達のオンライン化にどのように生かせるか。
- ・ 民事訴訟法のように、法律の改正はすぐに行い、懸念点は下位法令で定めるといった運び方もあると考えられるが、総務省の見解如何。